

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社吉村建設（法人番号 2330001011688）
業 者 の 住 所：熊本県荒尾市府本 3 9 9 番地
- 2 指名停止措置期間：令和 3 年 8 月 2 6 日から同年 1 2 月 2 5 日まで（4 か月）
- 3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）
- 4 事実概要：
株式会社吉村建設は、平成 2 8 年 8 月 3 1 日、平成 3 0 年 8 月 3 1 日及び令和 2 年 8 月 3 1 日を審査基準日とする経営事項審査において、経営事項審査添付書類に虚偽の民間工事を記載して申請を行うとともに、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県等の公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行ったことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 3 年 6 月 1 8 日に熊本県知事より 3 0 日間の営業停止処分を受けた。このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。
- 5 指名停止措置理由：
上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当する。

指名停止措置要領別表第 2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき (次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内